

男女平等とケイパビリティ・アプローチ ～アマルティア・センをてがかりに

伊藤 信也

Gender Equality and Amartya Sen's Concept of 'Capability Approach'

Shinya ITO

Osaka University of Pharmaceutical Sciences, 4-20-1, Nasahara, Takatsuki, Osaka 569-1094, Japan

(Received November 9, 2007; Accepted November 26, 2007)

In this paper, first of all, I tried to make clear that the concept of 'capability approach,' a basic concept of the ethical thought of Amartya Sen (1933-) is effective for the theoretical development of gender equality. Sen said that human beings are thoroughly diverse, but the powerful rhetoric of 'equality of man' often tends to deflect attention from these differences (A. Sen, "Inequality Reexamined"). He also argued that human beings are all 'egalitarians' because they want equality of *something* that has an important place in a particular theory. He therefore raised the question of 'equality of *what*?' (Ibid.)

Sen thus made a distinction between 'achievement' and 'the freedom to achieve,' and thought the latter was more important. He said that 'a person's capability to achieve functioning that he or she has reason to value provides a general approach to the evaluation of social arrangements,' and called this the 'capability approach,' adding, 'and this yields a particular way of viewing the assessment of equality and inequality.' (Ibid.). Therefore, the capability approach is incompatible with the "utilitarianism approach" which measures the benefit that an individual receives through utility.

I argued that this "capability approach" is very significant in a consideration of gender equality policy in Japan. It seemed to me that because such policy is utilitarian in tendency this raises serious questions as to the effectiveness of the policy. My conclusion was that "capability" is a universal and social concept in the light of which new theoretical possibilities are opened for the examination of "gender discrimination" problems.

Key words—capability approach; gender equality; utilitarian policy

はじめに

インドに生まれたアマルティア・セン (Amartya Sen, 1933-) は、厚生経済学で多くの業績を生み出した研究者であり、経済と倫理を結びつける数

多くの著書で知られる研究者である。その業績が認められて 1998 年にノーベル経済学賞を受賞した。

彼の理論の鍵となる基本概念「ケイパビリティ (capability)¹⁾」を、人々の福祉 (well-being) に充

大阪薬科大学 (非常勤講師), e-mail: paideia@gly.oups.ac.jp

1) 従来は「潜在能力」と訳されてきたが、本稿ではカタカナで「ケイパビリティ」とした。この用語について牧野広義は「その〔潜在能力という〕訳語ではその意味が十分に伝わらず」、以下の二点で誤解される恐れがあるとする。第一は、日本語の「潜在能力」は「個人に内在するものと理解される」が、センの言う capability は「経済制度・教育制度・医療制度などによって社会的に保障される個人の能力」という理解であり、それを妨げる恐れがあること。第二は、日本語で「潜在能力」は「見えない」能力を意味するので、その程度は推測するしかなく、そのような不確定なものを基準として福祉や平等や貧困を測ることは不可能だと思われることである。capability は具体的な「機能」の集合であり、行為の選択可能性である点でも、「潜在能力」という訳語は不適切だとしている。筆者も牧野の方向性に全面的に賛成であり、訳語をカタカナ表記とした。牧野広義：現代倫理と民主主義 (地歴社) 2007 年, 78～79 ページを参照。

実させるという視点で、貧困と不平等という問題の解決を提起している。彼はインドの女性がおかれている状況を観察し、自身の平等論に取り入れていることでも知られている。

この彼の理論を「男女平等」(ジェンダー・イクオリティ, gender equality)の問題に応用しようとする動きが既に始まっている。昨今の日本ではセンの業績を紹介することが一種の流行といった様相であるが、日本の研究者によるセンの業績を紹介した著作の一つである『アマルティア・センの世界』(2004年)では、センを囲んでジェンダーに関するワークショップがオックスフォードで開かれていることが紹介されている²⁾。

センのケイパビリティ概念と「ケイパビリティ・アプローチ」の概要、そして彼のジェンダー論に関わる発言を取り上げ、「男女共同参画」を進めているはずの日本において効果的な施策が進んでいない現状と対比させて、問題の原因を探るのが本稿の目的である。

1. センの「ケイパビリティ・アプローチ」

センの「平等」理解は独特である。日本では一般に辞書的な説明のように「かたよりなく、同じにする」と理解されがちであるが、人間に対して「平等」であれと言う場合、どの状態を「平等」とし、どの状態を「不平等」とするかで語句の理解は全く異なってくる。

著作『不平等の再検討』(1992年)³⁾でセンは、「平等についての分析や評価の中心にある問題は『何の平等か』であると、私は本書で主張したい」(vii ページ)と述べている。なぜなら、「社会制度の倫理的アプローチの中でも歳月の試練に耐えて生き残ったもののほとんど」(同ページ)が、何らかの平等を

要求する理論であったからだという。「所得平等主義」「厚生平等主義」「古典的功利主義」「純粋なリバタリアン」など、それぞれの理論の中で重要な位置を占める何かについての平等を求めている点では共通している⁴⁾と言いつつ、「ある面ではみな平等主義者である」という共通の特徴の存在によって、社会制度に対する提案は、すべての人々に対して等しい関心を払う必要があることを意味し、それを欠いていれば提案は社会に受け入れられないと、センは述べている。

こうしてセンによれば、「平等」という概念は二つの異なるタイプの多様性に直面する。一つ目は「人間とはそもそも互いに異なった存在である」ということ、二つ目は「平等を判断するとき用いられる変数は複数存在する」ということである(同書1ページ)。

一つ目の「人間とは全く多様な存在である」とはどのように多様なのか。「相続した資産や自然的・社会的住環境などの外的な特性において異なっている」だけではない。「年齢、性別、病気に対する抵抗力、身体的・精神的な能力など」の「個人的な特性」でも異なっている。つまり、人間はあらゆる面で多様な存在であることをまず認めなければならない。

その上で、例えば「人は生まれながらにして平等である」といったような命題のレトリックで「個人間の差異を無視すること」は、実は「非常に反平等主義」であるとセンはいう。つまり、すべての人に対して平等に配慮しようとするれば不利な立場の人を主に優遇することになって、他の人にとってはかえって「不平等な扱い」となる、とセンは指摘するのである。だから、「対処すべき不平等が多数存在しているとき」ほど、「本質的な平等」を求めることは特に困難で複雑になる(同書1～

2) 絵所・山崎編著：アマルティア・センの世界（晃洋書房）2004年。

3) A. セン著（池本ほか訳）：不平等の再検討 潜在能力と自由（岩波書店）1999年。A. Sen: *Inequality Reexamined*, New York 1992. 本文中の引用ページ数は訳書のもの。以下同じ。訳文は訳書を参照しつつも、原書を参照して訳語を適宜変更している。

4) ただし、日本語では「平等」という語句の使用を避けて「公平」や「均等」などを使用する場合も多い点は指摘しておきたい。

2 ページ)。「平等」のために「不平等」が必要になるという状況を説明することは意外に難しいものである。差別や人権問題を説明する際、「平等」とは相手の誤解が生じやすい言葉であるのは事実である。

センによれば、平等は「ある人の特定の側面（例えば、所得、富、幸福、自由、機会、権利、ニーズの充足など）を他の人の同じ側面と比較すること」（同書 2 ページ）によって判断できるという。このような不平等の判断は、そのような「比較を行う変数（所得、富、幸福）の選択」（同ページ）に依存している。この変数は内的複数性を持っている。「ある変数に関して平等であったとしても、他の変数で見た場合にも平等であるとは限らない」（同書 3 ページ）。その例としてセンは、機会の平等における非常に不平等な所得分配の可能性や、平等な所得分配が相当の資産格差を伴う可能性、また平等な資産分布が非常に不平等な幸福と共存する可能性、平等な幸福がニーズの充足の面で大きな格差を伴う可能性、ニーズの充足における平等が全く不平等な選択の自由と結びつく可能性、等々を挙げる（同ページ）。

なぜ平等主義は多様に存在しうるのか。センは言う、「ある理論が重視する空間上ですべての人々が等しい配慮を受けられないならば、その理論が倫理的な妥当性を得ることはできない」（同書 5 ページ）からであると。「ある特定のレベルですべての人に等しい配慮をすることがなければ、その倫理的理論が社会的に受け入れられることは困難である」（同ページ）。だからこそ問われねばならないのは「何の平等か」、ということになる。

センは「達成するための自由」という観点で、特定の理論が重視された空間を擁護する。そこで提出される基本概念は「機能」（functioning）である。「機能」とは、「最も基本的なもの（例えば、栄養状態が良好なこと、回避できる病気にかからないことや早死にしないことなど）から非常に複雑で洗練されたもの（例えば、自尊心を持ってい

られることや社会生活に参加できること）まで含む幅の広い概念」（同書 6～7 ページ）である。「人の存在はこのような機能によって構成されており、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべき」（同書 59 ページ）だとしている。

「機能」の概念と密接に関連するとして挙げている概念が、「ケイパビリティ」である。この概念は「人が行うことのできる様々な機能の組合せ」（同書 59～60 ページ）を表している。従ってケイパビリティは、個人の自由である「様々なタイプの生活を送る」自由を反映した「機能のベクトルの集合」として表すことができる。機能空間における「ケイパビリティ集合」は、どのような生活を選択できるかという個人の「自由」を表している（同書 60 ページ）。

センは「ケイパビリティ・アプローチ」の意義を以下のようにまとめている。「個人が理性的に評価している機能を達成するケイパビリティは、社会のあり方を評価する一般的なアプローチを提供する。そして、それによって平等と不平等を評価する新しい視点をもたらされる」（同書 6 ページ）。ただ、このアプローチは他のものに比べて「それほど断定的でもないし、完全なものでもない」（同書 7 ページ）とし、すでに完成された理論とは言えないこと、幅のあるものであることを認めている。

機能を達成するケイパビリティに焦点を当てるということは、「所得や富や幸福などの変数にのみ着目する従来の伝統的なアプローチとは本質的に全く異なったもの」（同書 8 ページ）だとセンは言う。特に功利主義は「快楽や幸福や欲望といった心理的特性によって定義される個人の効用にのみ究極的な価値を見出す」ため、「自由を無視し成果にのみ注目すること」と「心理的尺度によって測れないような成果を無視すること」という二つの方法によって個々人の優位性を取り入れた「制限の強いアプローチ」（同ページ）だと批判する。

この功利主義のような個々人の優位性を見る方

法では、「固定化してしまった不平等が存在する時」(同書9ページ)は特に限界があるという。例えばそれは「階級、ジェンダー、カースト、コミュニティーに基づく持続的な差別」がある場合を指す。そういう場合は特に重要な意味を持つてくる。というのも、「永続的な逆境や困窮状態」では「嘆き悲しみ不満を言い続けているわけにはいかない」からであり、また「状況を急激に変えようと望む動機すら欠いているかもしれない」からである。実際その逆境と「うまく付き合い、小さな変化でもありがたいと思うようにし」、不可能なことを望まないようにして生きたほうが戦略的に理にかなっている場合もある。「適切な栄養を摂り、そこそこの衣服を着、最低限の教育を受け、適切に雨風を防げる場所に住むという機会」すら欠く人々も「効用」を尺度にしている限り困窮の程度が覆い隠されるかもしれないと、センは言う(同ページ)。

このように、功利主義に基づく効用アプローチとは対照的に、「ケイパビリティ・アプローチ」は「困苦を強いられている人々が基本的な機能を達成する自由を欠いているということを直接説明することができる」(同ページ)としている。

そして「ケイパビリティ」は、これまで平等について支配的であった「機会均等」の概念とも異なっている。基本的な意味では、ケイパビリティはその人の目的を遂行する「機会」を意味してはいるが、「機会均等」は全般的な自由を表すものではありえないとセンは言う。その根拠を二つ挙げている。一つは「人間の基本的な多様性」によって機会均等では自由を保障し得ない、そしてもう一つは「標準的に定義された『機会均等』の分野には入ってこない様々な手段(所得や富など)の存在とその重要性」だとしている。だから「真の機会均等」を捉える適切な方法は「ケイパビリティの平等」でなければならない、と結論づけている。

この「ケイパビリティの平等」については、『不

平等の再検討』より以前の論文「何の平等か？」(1980年)⁵⁾においても論じられている。そこでは、批判対象である功利主義や厚生主義、そしてロールズの正義論の全部に欠けているものは「基本的ケイパビリティ」(basic capabilities)だとして、それは「人がある基本的な事柄をなしうるということ」(253ページ)だと規定する。

そこでセンは身体障害者を例に挙げる。「身体を動かして移動する能力」のほかに、「栄養補給の必要量を摂取する能力」、「衣服を身にまとい雨風をしのぐための手段を入手する資力」、さらに「共同体の社会生活に参加する権能」といった能力もケイパビリティに含まれるとしている。こうした「ケイパビリティの平等」が平等を論じる際の課題となる。

2. センの「ジェンダー」問題への視点

センの思想は、「ケイパビリティ・アプローチ」という思考方法から出発して、ジェンダーに関する諸論点にも広く考察を広げている。

まず前節で紹介した『不平等の再検討』の中で、「階級、ジェンダー、その他のグループ」に関する比較的短い考察がある。この中でセンは、人々の間に相違を生み出す諸要因は、階級に関連するものと、そうでないものがあるとしている。例えば「黒人であることに伴う貧困は階級によるものだけではない」という。「人種格差の存在する社会で人がどう見られるかは、その人の外見的特徴に強く影響され、多くの場面で機能の達成を妨げる方向に働く」(同書194ページ)。

この文脈で特に関連がある分類として、センは「ジェンダー」を挙げる。「異なる社会において男性と女性が享受している自由には構造的な格差が存在し、これらの格差は所得や資源に還元できないことが多い」とセンは捉える。男女間の賃金や

5) A. セン著(大庭・川本訳): 合理的な愚か者(勁草書房)1989年所収。A. Sen: *Choice, Welfare and Measurement*, London 1982.

報酬の格差は不平等を構成する重要な要素であるが、しかしそれ以外にも例えば「世帯の中における分業のあり方」、「医療や教育を受けられる程度」、「享受できる自由」など多くの領域で便益の差別があると捉えている。(同書 195 ページ)

社会的性差間の不平等は、「予防可能な病気や避けられることのできる死を免れる」といった基本的な機能の違いと、それに対応するケイパビリティの格差を反映しているという。センのこの議論における関心事は、不平等を引き起こす諸要因ではなく、不平等問題の性質を明らかにすることに向けられる。この点で彼は「伝統的な所得アプローチから離れて、機能とケイパビリティを直接検討することへ移行すること」が「重要なステップ」だと認識している(同書 196～197 ページ)。ここで言う「伝統的な所得アプローチ」とは、GNP,GDP で「貧富の差」を測るようなアプローチのことである。

発病率や死亡率で格差が甚だしくない場合でも、例えばサハラ以南のアフリカを例に挙げて、「読み書きする」、「割礼などの身体切除を避ける」、「独立したキャリアを歩む自由がある」、「リーダーシップを発揮できる立場に立つ」などのケイパビリティにおいては、男女間で依然として歴然とした差が見られることが多いという。(同書 197 ページ)

また生存と死亡率で女性の方が相対的優位に立っている「ヨーロッパや北米などの豊かな国々」においても、多くの社会的機能における格差は重大な意味を持つ。先進諸国でも「機能やケイパビリティのように本質的な要素を比べることで、よ

り一層深い理解が得られる」という。⁶⁾

これらの「ケイパビリティ・アプローチ」の考え方に基づいて、センは世界各地で講演活動を行っている。彼は現在、「人間の安全保障」を重要なテーマとして講演活動を行っている。そのテーマの重要な課題として、人間の基礎教育の重要性を訴えている。⁷⁾「人間の安全を脅かすものはさまざまにあり、テロや暴力によるもの」(セン『人間の安全保障』, 9 ページ) ばかりではない。センはその立場からノーベル賞の賞金を使って 1998 年にインドとバングラデシュに「基礎教育と社会的な男女平等の達成を目的とした」(同書 11 ページ) 財団を設立している。

センはまず、読み書きができなければ、人間は法的権利を理解し、訴える能力が制限されることに目を向ける。「自分たちに何をどのように要求する資格があるのか、読んで理解する能力がないために、彼らの権利は事実上、奪われ」(同書 14 ページ) るから、「教育の格差と社会の階層との関係は明らか」(同ページ) だと言う。

そしてセンは、この格差が「社会的な性差」とも関連しているとしている。これはジェンダーに関わる問題を指している。なぜなら「女性が安定して暮らすうえで、このことがきわめて重要な問題となりうるからです」。「読み書きができないために、女性は当然の権利をしばしば奪われています。読み書きができないことは重大な障壁なのです」(同ページ)。センは基礎教育の充実が法的権利の行使に直結していると考えている。「彼女らが法的にもっている、あまり多いとは言えない権利(たとえば、土地や財産の所有、不公平な判断

6) ただし、この「ケイパビリティ・アプローチ」を用いれば、自動的に男女平等の促進に貢献するわけではないという意見もある。前掲書『アマルティア・センの世界』の「第7章 センとジェンダー」の中で、I. ロベインスの「保守主義的ケイパビリティ分析」という議論を紹介している。端的に言えば、選好された機能を自発的に用いたカップルが「男は外に出て働き、女は家庭を守る」といったような「性別役割分業」をすすんで行う可能性を「ケイパビリティ・アプローチ」は否定していないという見方も可能だという意見である。しかし、センにとって関心があるのは、後述するように自らの意思に反して人生を決定づけられ、機能の貧困な状況に置かれた女性の人権を尊重し、豊かな「ケイパビリティ集合」を獲得し、自らで人生の決定権を行使しうる能力を育てることであるから、「性別役割分業」を否定するか受け入れるかは、自立した女性の判断にゆだねられていることになるだろう。だから、女性本人が自発的に「専業主婦という人生」を選び取っていると言えるかどうかについて、「ケイパビリティ・アプローチ」は何らかの判定を下しているわけではない。

7) A. セン著(東郷えりか訳): 人間の安全保障(集英社新書) 2006 年。センが 2003 年に行った講演を訳したもの。

や不当な扱いへの抗議など)ですら、行使できずじまいになる可能性があるからです」。(同書 14～15 ページ)

不十分な基礎教育によって法的権利の行使が阻害されるという問題は、主として開発途上国に限った問題であるかのように感じられるかもしれない。だが法的権利を行使しうる能力を十分に与えられているか、という問題には先進国である日本にも共通の課題があるのではないだろうか。センが「就業規則書にある法的な権利が利用されないのは、往々にして虐げられた側がその規則書を読めないからなのです」(同ページ)という場合、確かに「文字の読み書き」識字能力を指しているが、たとえば労働基準法に定められている労働者の法的権利の存在自体を知らず、その行使の方法が分からない労働者が居る日本でも、「読めない」点では同じであり、問題の本質に共通性を見いだすことができるだろう。

また、基礎教育の欠如は、「自分たちの要求を効果的に訴える能力」が制限され、政治的な機会を奪う(同ページ)。さらに注目すべきは、センが基礎教育が健康問題への取り組み、特に「感染症」に主要な役割を果たしていると述べていることである(同ページ)。

専門の保健教育が重要なのは「感染症の蔓延する経路や病気の予防法」をみれば明らかだが、一般的な教育でも「流行病問題」に対処する上できわめて重要だと述べている。

この基礎教育によって左右されるのは、女性の福祉⁸⁾も含まれるという。「女性の福祉が相対的にどう考慮され尊重されるかは、女性の識字力と、教育を受けた者として家庭内外での意思決定に参加できるかどうか、強く影響されること」(同書 16 ページ)

が、近年の研究で明らかになったとしている。

別の講演⁹⁾では、この点について更に詳しく説明して、「女性の福祉について考慮され尊重される度合いは、その女性独自の収入があるかどうか、家庭外で雇用されているか、所有する権利を認められているか、識字力が身につけているか、教育を受けた者として家庭の内外で意思決定に加わるかどうか大きく左右される」(同書 29 ページ)と述べている。

「このようなさまざまな特性(女性が収入を得る力、家庭外での経済的役割、識字力と教育、所有権など)は、一見するとたがいに無関係のように思えるかもしれませんが。しかし、すべてに共通するのは、女性の独立とエンパワーメントを通じて、それらが女性の発言力と主体性を高める貢献をしていることです」。(同書 30 ページ)

このようにセンは、女性の福祉の向上のために、女性の経済力や教育環境、所有権や独立した決定権が重要であることを指摘している。

さらに別の講演¹⁰⁾では、人間の尊厳は新しい脅威に直面していると述べ、その例として「男女平等」問題を挙げている。センは「人間の尊厳」という人類の課題が危機に瀕しているという認識に立っている。「女性運動が発展して、さまざまな社会で長い間続いてきた不平等に立ち向かい、男女平等の実現にこぎつけた時に、不平等の伝統を支持する人々の側から抵抗がありました」と述べ、不平等の解消に向けた運動に必然的につきまとう「逆流」に言及している。その結果、不平等問題の解消はしばしば停滞することもあるれば、場合によっては後退が生じることすらあるとして、「後退現象」の事例を挙げている。「後退現象のなかでも

8) 訳書では well-being の訳を「幸福」という字にウェル・ビーイングとルビを振っている。しかし、センの well-being の意味は「主観的な満足」というよりは、客観的な生活の向上を指しており、他の著書で「暮らしぶりの良さ」を表す言葉として使用しており、本稿ではその著書の訳語に倣って「福祉」と訳した。セン(池本・野上・佐藤訳):不平等の再検討(岩波書店)1999年、の「訳者まえがき」を参照されたい。

9) 「人間の安全保障と基礎教育」、前掲『人間の安全保障』所収。

10) 2000年東京での講演「なぜ人間の安全保障か?」より。A.セン著(大石りら訳):貧困の克服 アジア発展の鍵は何か(集英社新書)2002年。

最も極端なケース」は、「女子のための学校の閉鎖」、「不運にみまわれた無力な女性たちに対するレイプその他の残虐行為」であるという。このような「人間の尊厳に対する冒瀆行為」の問題に対処するためには、包括的な方法で取り組むことが必要だと主張している。

以上のように、センの「ケイパビリティ・アプローチ」とその立場から主張されるジェンダー論には、平等論の根本から論理を構成している点で、より普遍的な視点から男女平等の妥当性の根拠を与えている。この観点で性による差別とその対策を精査すれば、「ケイパビリティの貧困」という問題構造を浮かび上がらせる役割を大いに果たすだろう。

3. 「ケイパビリティ」の視点から見た日本の男女共同参画政策

日本における性別を理由とした差別問題の様相は、センの母国である開発途上国インドと必ずしも同じではない。もちろんこれまで見てきたように共通点も多く認められるが、高度に発達した資本主義社会である日本において、女性に対する差別事情はむしろ複雑である。残念ながら、現在の日本の女性政策（現在それは常に「少子化対策」に矮小化される危険性をはらんでいる）のすべてが、センの言う「ケイパビリティ」を向上させる方向には必ずしも働いていないという点を指摘しなければならない。

まずはそのために、近年の男女共同参画政策の歴史を振り返っておきたい。

1985年に制定された「男女雇用機会均等法」は、制定当初から様々な制限がありつつも、総体として女性の差別的な労働環境を改善することに貢献してきた。2007年4月に、この法律が改定、施行された。この改定によって、男性を含めた性別差別の禁止が明記され、労働の様々な場面での差

別の法的な禁止が明確になった。また、不十分ながらも「間接差別」に対する禁止が盛り込まれたり、妊娠・出産・産前産後休業等の休業取得を理由にした解雇や不利益な取扱いの無効、男性に対するものを含めた事業主へのセクハラ対策の義務づけ、なども追加された。これらが法律上だけでなく現実の女性が置かれている状況を変える実効力を持つならば、日本女性の「ケイパビリティ」は豊かになるはずである。

このような「均等法」の差別禁止が充実した背景には、1999年に成立した「男女共同参画社会基本法」の成立と、その施策の充実を抜きに語ることはできない。

実効性のある男女平等のための国際的合意を積み重ねて、日本でも1996年から始まった協議を経てようやく1999年に「男女共同参画社会基本法」が全会派の一致で可決・成立した。こうして日本の男女平等政策は新たな段階に入った。しかし、その理念は「男女共同参画」という耳慣れない名称で表現されることになった。

この「男女共同参画基本法」の基本的な方向性を確認したい。男女共同参画社会基本法第一条では、四つの目的を明らかにしている。1. 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、2. 国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにする、3. 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める、4. 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

まず1. の「基本理念」が問題となるが、その前に「男女共同参画社会とはどういう社会を指すのか」を明確にしておく必要がある。それは第二条第一項に定義されている。大変長く、文法的に読みにくい定義であるが、キーワードを拾っていくと、男女が「対等」に、あらゆる分野で「参画する機会」が確保され、均等に「利益」が「享受」することができ、利益だけでなく「責任」もとも

に担う社会、ということになる。「女性お断り」という立場から単に「女性も参加していいよ」に変わったのではなく、両性が利益も責任もがっちり分かち合う社会が「男女共同参画社会」だということになる。

定義に加えて、第二条第二項には「積極的改善措置」という名称で「ポジティブ・アクション」が明記されている。日本の法規として画期的なこの規定が第二条に登場するのは、この法律が国際情勢の影響のもとに作られていることを示すものである。この「ポジティブ・アクション」の推進状況次第で、日本における女性のケイパビリティの貧困の解消が進むことが期待される。¹¹⁾

同法の「基本理念」は第三条から第七条までを指しているが、人権尊重、社会制度や慣行への「配慮」、社会的決定への「参画」（参加ではない）、家庭生活と他の活動の「両立」、そして国際的協調、の五つである。この基本理念に基づき、国・自治体・国民の責務を定め、政府・都道府県・市町村の「男女共同参画計画」の策定（市町村に対しては努力義務）とそれに基づく施策の実施など定めている。

このような基本法に基づいて、内閣府に男女共同参画局が設置され、各種審議会や研究会、白書・統計調査等が実施されてきた。それでは現在の男女共同参画状況はどうなっているのか。ここで重要となるのが国際的な統計調査である。センが功利主義によるアプローチを批判した意味はここでも重要である。前節でセンによる批判を取り上げたが、純粋な功利主義によるアプローチでは自分の国の中で女性がどんなに無権利な状態に置かれていたとしても、

周りを見渡してもほとんどの女性が忍従していれば「こう生きるのが当たり前」と思われるのは必然である。たとえ GNP, GDP が世界トップレベルであっても、それが自動的にケイパビリティを保障するのではない。

客観的に男女共同参画の実態を調べる指標は国際的に存在する。その代表的なものがジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure, GEM¹²⁾）である。この指数は国連開発計画（UNDP）が発表している「人間開発指数」の一つで、「女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものとされる。HDI〔筆者注：ジェンダー開発指数〕が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEM は、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している」（内閣府男女共同参画局の説明）。

この指数によると、残念ながら日本の国際的な男女共同参画の順位は相対的に年々低下している。2001年に測定可能国 64 カ国中 31 位だった日本は、2004年で 78 カ国中 38 位、2005年は 80 カ国中 43 位、ついに 2006年には 75 カ国中 42 位となった。2005年からは統計参加国のうち、上位半分にさえ入れなくなってしまった。しかもそれは低下傾向にある。先進国でここまで低い国は日本以外に無い。「ケイパビリティ」という面から言っても、女性が能力を活用する機会先進国とは思えない低位を推移している。

11) しかし、内閣府男女共同参画局が平成 15 年から実施してきた「ポジティブ・アクション研究会」は平成 17 年に第 9 回をもって終了している。

12) データの詳細については、国連開発計画東京事務所のホームページを参照。http://www.undp.or.jp/ 他の人間開発指数について内閣府男女共同参画局が「男女共同参画白書」等に付している説明は以下の通り。
HDI 人間開発指数（Human Development Index）「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。
GDI ジェンダー開発指数（Gender-Related Development Index）HDI と同じ側面の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。HDI と同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差が不利になるようなペナルティーを科すことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整した HDI」と位置付けることができる。

ただし、このGEM指数は国連加盟国に比べて調査対象国が少なすぎるという問題がある。また他の人間開発指数では日本は比較的上位を占めていることもあるので、GEM指数だけで女性に対する差別全般のレベルを判定することができないのは事実である。

しかし、女性に関わる個別の統計でも、日本は驚くほどの低水準を「維持」している。「独立行政法人 国立女性教育会館（ヌエック）」が作成した「ミニ統計集 日本の女性と男性 2002-2003年」によるデータを列挙しても、「2001年現在で国会に占める女性議員の比率は世界の一院・下院比較で123位」、「2002年現在の地方議会に占める女性議員の割合は最も高い特別区で二割、最も低い町村議会では4.9%」、「労働組合の執行委員のうち女性が占める割合は五分の一」、「企業に占める女性役職者は部長1.8%、課長3.6%、係長8.3%」、「女性賃金は男性の65%」、「女性雇用者ではパート等の非正規雇用が半数近い」、「女性単身勤労者の家計収入は全年齢層で男性より低い」、「母子世帯の平均年収は父子世帯の半分に近い」、「女性就業率は上昇するも労働力と非労働力が半々。男性は四分の三が労働力」などなどである。

このように日本の女性のケイパビリティの貧困は具体的に現れている。そして重要なことは、女性のケイパビリティの貧困な状況は、その女性と家計を一にする家族のケイパビリティを抑圧することでもある。例えば、ある女性が正規雇用の仕事を求めても求人が無く、やむなく非正規雇用で採用され勤務することによって生じるのは、女性の能力の発揮を阻害するだけではない。何より収入の減少を伴うものである。その家族の家計を圧迫し、その家族全員のケイパビリティを抑圧する。また、先に取り上げたヌエックの統計集には、「1999年現在で育児休業制度のある事業所は53.5%、育児休業取得者は出産者中56.4%、配偶者の出産した者（男性）中0.42%」というデー

タも掲載されている。育児休業制度があっても利用しづらい、できない状況がかいま見られる。当然のことではあるが、男女共同参画関係施策は実際に役立てられてこそ意味がある。「ケイパビリティ・アプローチ」は、女性のケイパビリティの貧困が男性のケイパビリティと繋がっていることを認識させるのである。

4. ケイパビリティの視点で意識調査を見る

本稿では最後に、「ケイパビリティ」の視点で男女平等を考えていくための一つの材料として、政府の女性に関する政策がどう捉えられているのかを測る「世論調査」に焦点を当てる。

内閣府をはじめ、政府関連の団体では各種の意識調査によって様々に測っている。例えば内閣府大臣官房政府広報室は「男女共同参画に関する世論調査」を毎年実施し、二十以上の設問で調査している。これらの調査を使って「ケイパビリティ」を向上させるために役立てる方法はある。例えば、その意識調査を用いて、企業が自社の製品を消費者に実際に使用してもらって聞き取り調査をする「モニタリング」のようなことを行えば有効であろう。つまり施策の認知・利用などの浸透状況を国民の意識レベルで調べればいいのだが、そういう点では意識調査は適していると言える。

逆に意識調査は、多数の意見があることを根拠にして、調査対象者の回答をもって問題は解決したとみなす危険性がある。例えば環境汚染のように、実際に汚染物質が増加していても、地域住民がその存在に気づいていなければ（たとえば放射性物質は味も香りもない）、汚染を「意識しない」状況が起こりうるのであって、その意識状況の調査結果を根拠として汚染対策の方向性を決定するのは住民を危険に晒すだけである。

日本の男女共同参画政策の重大な問題点の一つなのだが、「男女共同参画社会基本法」の基本理

念に謳われた「男女共同参画社会」にどこまで近づいているのかを知る尺度、つまり「男女共同参画社会達成の指標」を何に求めるのかが、実は基本法のどこにも書かれていない。

その結果、「えがりてネットワーク（男女共同参画推進連携会議）」発行の『男女共同参画の形成に関する解説パンフレット』¹³⁾では、現在の日本が男女平等とは言えない理由として、国民の四分の三が「男女の地位の平等感」について男性の方が優遇されていると感じていることと、「固定的性別役割分担意識」について国際比較では日本が突出して「賛成」と答えていること、この二つの指標を挙げる、というようなことが起こっている。（下線は筆者）

しかしここには、具体的にどの程度「性別役割分担」がまかり通っているのかも分からなければ、何がどうなっているために男女不平等と言えるのか、という客観資料が何もない。このままもし、国民の意識だけが変わったとしたらどうなるのだろう。実際には傷は深いのに何らかの理由で痛みを感じなければ「傷が無い」と見なしてしまうのと同様に、（実際はそうでなくても）日本国民が「男女平等だ」と思うようになれば、男女共同参画社会の「目標達成」、と考えていると読むことも可能になってしまう。まさにセンが批判した「功利主義」のアプローチである。意識は現実を反映し、現実の一部を構成しはするが、現実のすべてではない。だからこそ意識に左右されない指標を「共同参画社会」達成の指標とすべきであり、意識を抜きにしても現れざるを得ない「差別」や「格差」の有無も問題にすべきである。もしも「みんなが幸せだと感じられるようになったら目標達成」と政府が考えているとすれば、客観的な差別の実態をわざと曖昧にしていると思われるでも仕方がないだろう。

女性のケイパビリティを的確に捉える意識調査はどうあるべきかという点について、一民間企業から

興味深いプレスリリースが公表された。2007年11月、日本のベビー用品メーカー「コンビ」による「政府の少子化対策に関するアンケート」¹⁴⁾が発表されたのである。回答数は1,113人、回答者はすべて妊娠中である。まさに当事者の生の声を集めてきたわけだが、その結果は政府の意識調査のそれとは大きな隔たりがある。民間という立場を活用して、政府の施策の認知度や好感度を直接調査しているのである。内閣府の男女共同参画に関する各種意識調査、世論調査ではその点について具体化する質問はまず出されない。

まず「1.現在の内閣の少子化対策についてどう思いますか？」の質問に対して、「取り組みが実感でき評価できる」と答えたのはわずか2.8%であり、「取り組んでいる様子はあるが、内容が評価できない」が35.8%、「取り組んでいる内容がよく分からない」が60.0%と回答している。千人以上の妊婦のうち、政府の少子化対策を知っているのはわずか3分の1強であり、評価している妊婦は100分の3以下である。政府にとっては愕然とする数値ではないだろうか。それ以外はほとんど政策を「知らない」層となるが、これはセンが指摘したように女性達が法的権利を知る機会を奪われている、という問題でも関連するだろう。妊娠女性にとっての日本社会は、メディアが極度に発達していても必要な情報が知らされていない社会であり、深刻な事態であると言える。

さらに興味深いのは第二、第三の質問である。2006年以降に変更された、あるいは変更予定の施策の認知度に対する質問（複数回答可）である。10%を超す回答は「出産・育児一時金の増額」が26.0%、「児童手当の乳幼児加算」19.5%、「児童手当の拡大」が16.9%の順となっている。勤労者に対象が限定される「育児休業給付金の増額」（5.2%）などは下位に沈んでいるのを見ても分か

13) このパンフレットは2007年11月現在、内閣府男女共同参画局のホームページ (<http://www.gender.go.jp/index.html>) からダウンロードできる。

14) コンビ社ホームページ2007年11月1日付プレスリリースによる。調査期間は同年9月3日～30日 (<http://www.combi.co.jp/press/release/200728.pdf>)。ちなみに同社ホームページで公開されている、取り上げたアンケートの半月前に発表された「妊娠後パパが実践してくれたこと&出産後の生活に関するアンケート」の回答も、内閣府が調査を避けている内容について正面から触れており、興味深い。

るように、すべての妊婦が獲得できる給付や必要になると感じている手当に対して認知率が上がっているのが分かる。

その次の質問では、それらの施策の中で妊婦が「一番魅力を感じる」施策を尋ねている。同じく10%以上あった回答は「児童手当の拡大（対象年齢が小3～小6）」が27.6%、「児童手当の乳幼児加算（0～2歳までの児童手当が5000円～1万円）」が19.6%、「乳幼児医療費の自己負担軽減（3歳～就学時まで）」16.8%の順となっている。逆に「特定不妊治療費の補助の拡大」（2.2%）や「出産手当金の変更」（2.1%）が極めて低率である。一目瞭然に見えてくるのは、妊婦らが魅力を感じているのは子育ての経済的負担に対する長期的継続的支援である。裏を返せば、妊婦にとっての今後の生活の不安材料は、育児にかかる諸費用の長期的負担ということになる。

ではこの要求に対して、「出産・育児をめぐる今後の政府の取り組みについて期待はありますか?」、という最後の質問では、「とても期待できる」1.6%、「多少期待できる」42.2%、「あまり期待できない」50.0%、「まったく期待できない」6.2%と回答している。半数弱の妊婦は政府の取り組みに期待している。やはり長期的な財政支援は生活維持にとって重要である。それを支えるのが国や自治体であることは否定できない。しかしその反面、政府には期待できないという声が半数を超している。それはこれまでの経験上そういう結論にならざるを得ない、という面もあるだろう。子育てをこれから始めようとする女性達の半分以上が、政府の対策に「期待できない」と答えているのが、現在の日本の状況である。

アンケートの文章内に、ケイパビリティという視点を強調した表現が決してあるわけではないし、ましてやこのアンケートは「男女平等」を推進するための政治的キャンペーンでもない。だが、妊娠し出産を控えた女性が求めている「機能」を

助ける政策は何か、という側面を（仮にセンの理論を知らなくても）理解しているからこそ設定されたアンケートだったと言えるだろう。

たった四つの設問であるが、妊娠・出産という人生の重大な場面に直面している妊婦たちの率直な声が、このデータには現れている。出産後の女性の多くが育児の主たる責任も担わなければならないのが日本の厳しい現実であるが、当事者が抱える意識の有り様をこれほどリアルに導き出せる意識調査も可能なのである。

おわりに

「ケイパビリティ・アプローチ」は決して特別に難しい思考法を求めているのではない。先に紹介したアンケートの妊婦達のように、人間は常にケイパビリティ、言い換えれば実行可能な能力を保障してくれる施策を意識的・無意識的に欲している。その要求を自覚的に明らかにし、実現を目指していくことが「ケイパビリティ・アプローチ」による男女平等への道と言えるだろう。

センは、国民間で基礎教育状況で激しい格差がある開発途上国を例に挙げてジェンダー問題を取り上げ、「ケイパビリティ・アプローチ」の必要性を論じたが、日本でも「ケイパビリティ・アプローチ」によって迷うことなく男女平等へ向かう施策方向を明確にさせることは可能である。その理論化の作業は始まったばかりである。